



身体障害者手帳に貼付されている顔写真が古くなったことを理由に手帳の再交付が可能であることを周知してほしい

総務省中部管区行政評価局（渕上茂（ふちがみ しげる）局長）は、「身体障害者が各種援助措置を受ける場合、身体障害者手帳の提示を求められるが、手帳には有効期間はなく、貼付されている顔写真が古いものになってしまう。このため、手帳を提示しても本人確認ができず、不審に思われることがある。申請により新しい顔写真を貼付した手帳の再発行ができるとのことであり、このことを周知してほしい。」との行政相談を受けました。

申出を受けて、当局では、行政苦情処理委員会（座長：西讓一郎（にしじょういちろう））に諮り、同委員会の意見を踏まえて、平成25年3月13日付けで、愛知県等に対して、障害をお持ちの方が円滑に日常生活をおくれるよう、身体障害者手帳に貼付された顔写真が古くなった場合、手帳の再交付が可能であることの周知について検討が求められることを参考連絡しました。

<本件照会先>

総務省中部管区行政評価局

首席行政相談官 水野

電話 052(972)7416

【行政相談の要旨】

身体障害者が、身体障害者であることを理由とする各種援護措置を受ける場合、身体障害者手帳の提示を求められる。

しかし、身体障害者手帳には有効期間（更新）がなく、障害の程度の変化等を理由とする再交付の申請をしないと、手帳に貼付されている顔写真が古いものとなってしまう、手帳を提示しても本人確認ができず不審に思われることがある。

市役所に問い合わせたところ、申請により新しい顔写真を貼付したものを再交付するとのことであったが、このことを知っている者は少ないと思われるので、もっと周知してほしい。

【制度等の概要】

- 身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づき交付され、本人が身体障害者であることを証明するもの
⇒ 身体障害者であることを理由とする**各種援護措置（公共交通機関の運賃割引等）**を受ける場合には、その提示を求められる。
- また、身体障害者手帳は、犯罪による収益の移転防止に関する法律において本人確認用書類とされている。（顔写真付きであり、1点で本人確認が可能。）⇒ **運転免許証、旅券等を所持しない身体障害者にとって、本人確認書類として利用される**場合が多い。
- 障害者基本法において、障害者とは身体障害、知的障害、精神障害の者とされ、障害者には、それぞれ障害者であることを証明する顔写真を貼付した手帳が交付されるが、**有効期間がないのは身体障害者手帳のみ。**
 - ・身体障害者＝身体障害者手帳（身体障害者福祉法が根拠） ⇒ 有効期間なし
 - ・知的障害者＝療育手帳（名古屋市では「愛護手帳」と呼称）（昭和48年厚生事務次官通知が根拠）
 - ・精神障害者＝精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉法が根拠）原則として、2年ごとに障害の程度の判定を受ける。
- 厚生労働省は、昭和31年「**年数の経過等により、容貌が著しく変化して、その写真により本人を認識することが困難になった場合には、本人に対し、新たな写真の提出を求め・・・適宜措置して差し支えない**」としている。（昭和31年2月社発第64号）

【調査結果】

1 愛知県における身体障害者手帳の発行状況

平成 18 年 : 216, 258 人 ⇒ 平成 22 年 : 235, 617 人 ⇒ **5 年間に約 2 万人 (約 10 パーセントの増加)** (別添、表 1 参照)

※ 手帳の交付・再交付は、原則として県知事が行うが、政令市・中核市については当該市長が行う。
また、15 歳未満の方については、その保護者が本人に代わって交付申請する。

2 身体障害者手帳保持者の実情

○ **社会福祉法人 A**

先天性の障害をお持ちの方のかなりの方が幼少期のままの写真であり、再交付手を勧めている。入所者約 200 人のうち、運転免許証所持者が約 100 人。残り 100 人 (他の手帳所持者を含む) に
とって、身体障害者手帳が最も利用しやすい本人確認書類と考えられる。

○ **社会福祉法人 B**

当施設は、視覚障害の方を対象としており、視覚障害の方は運転免許証の取得は困難。
このため、身体障害者手帳が唯一の顔写真付きの本人確認書類となるが、施設職員である自分も
知らなかったことから、障害者の多くは顔写真の交換が可能なことを知らないと思う。

○ **C 身体障害者福祉団体** (理事会での意見聴取結果)

周知していないから、顔写真交換の手続をとる方がほとんどいないのではないか。(出席した 10 人の理事のうち、役所から説明を受けたことがある方は 1 人)

中には 60~70 歳になっても、幼少期の顔写真のままの手帳を所持する方もいる。(理事の中には、40 余年前に交付された手帳を使っていると話される方もいる。)

運転免許証を所持する方は、これを本人確認書類として使っているが、持っていない方は身体障害者手帳を使うことになる。

本人確認が日常的に行われる時代であり、身体障害者が社会生活を営む上で支障がないよう、必要な時に何時でも手続がとれるよう顔写真の交換が可能なことを周知してほしい。

○ 幼少期のもの等、古くなった顔写真のままの手帳を所持する方は相当数いるものと推察。

○ 運転免許証を所持しない方は、身体障害者手帳が唯一の顔写真付きの本人確認書類となる場合が多い。

積極的な周知が期待される

3 愛知県内市町村における周知状況等

(1) 抽出した愛知県内の8市における再交付の状況等（別添 表2参照）
（政令・中核市の4市、その他の市の4市から事情聴取）

(2) 県内の54市町村（(1)の8市を含む）のホームページでの掲載状況（別添 表3参照）

- 8市すべてが、要望があれば顔写真が古くなった手帳を更新しているが、このことを、①手帳交付時における文書・口頭での説明、②市ホームページでの周知を行っている市はなし。
（1市は、窓口来訪者の手帳が古い顔写真の場合に声掛けを実施。）

<理由>

顔写真が古くなったことによる手帳の再交付は、既に周知している「手帳の亡失・毀損」と同じ取り扱いであるため、改めて周知していない。

- 1市は、身体障害者手帳保持者から「**職員等から写真を新しいものに更新するように言われた。**」との声を聞いている。

- 54市町村のうち身体障害者手帳の再交付の事由の一つとして、「**写真を交換したい場合**」、「**写真交換の場合**」を掲載しているのは4市のみ。

<掲載しているD市の説明>

- ① 身体障害者手帳には有効期間がなく、幼少期に交付を受けた方は、当時の顔写真のままの手帳を所持する方もいる。
- ② 顔写真の交換の申請は、半年に1件程度。
- ③ 申請を行う方は、手帳の他に顔写真付きの本人確認書類がなく、他機関等で写真が古くなっていることを指摘された方と思われる。

親切な説明の事例

E町（長野県）は、**身体障害者から照会があったことを契機**に、町ホームページに次のように掲載

手帳の写真が、子供の頃に撮った写真であったり古くなってしまった写真などで、今の写真に変更を希望される場合は新しい写真で手帳の再交付が受けられます。

4 中部管区行政苦情処理委員会の意見

日常生活において本人確認が一般的になっている現状を考えると、本人確認書類である身体障害者手帳の顔写真は、容易に本人確認できるべきものであることは言うまでもなく、古くなった顔写真のままの手帳を所持する場合、日常生活に支障があることは十分に想定される。

特に、重度の障害を有する者ほど身体障害者手帳以外の顔写真付きの本人確認書類を持たないケースが多いことが想定される。これらの者に対しては、円滑に日常生活をおくれるように配慮した行政の対応が求められ、手帳に貼付されている顔写真が古くなっている場合、手帳の再交付が可能であることを積極的に周知することが必要と考える。

このような観点に立てば、現在の周知状況はとても十分とは言えず、ありとあらゆる機会を捉えた周知の実施が必要と考える。

行政機関の行う周知の方法としては、次のような方法が考えられる。

- ・ 身体障害者手帳交付時等に配布されるパンフレット類に写真の更新が可能である旨の明記
- ・ 身体障害者が関係する福祉団体・福祉施設を通じての周知
- ・ 窓口担当者による積極的な説明（手帳交付時や各種申請時の声掛け）
- ・ ホームページへの写真の更新が可能である旨の明記 等

また、身体障害者が視聴する手話ニュースやラジオ放送での周知も一つの方法と考えられる。

【参考通知の内容】（対：愛知県、政令市、中核市）

身体障害者手帳は顔写真が貼付されており、その1点で本人確認ができるという点で、他に顔写真付きの本人確認書類を持たない身体障害者の方にとって重要な身分証明書と考えられます。

本人確認が一般化している今日、このような方々が円滑に日常生活をおくれるように中部管区行政評価局苦情処理委員会の意見を参考にして、積極的な周知についてご検討下さい。

【別添】

表 1 愛知県における身体障害者手帳の所持者数の推移

年次	視覚障害	聴覚・平衡障害	音声・言語障害	肢体不自由	内部障害	計
平成 18 年	15,166(100)	16,880(100)	2,381(100)	118,988(100)	62,843(100)	216,258(100)
平成 19 年	15,142(100)	16,963(100)	2,445(103)	120,925(102)	64,570(103)	220,045(102)
平成 20 年	15,176(100)	17,180(102)	2,519(106)	123,366(104)	66,840(106)	225,081(104)
平成 21 年	15,187(100)	17,491(104)	2,533(106)	125,492(105)	68,548(109)	229,251(106)
平成 22 年	15,112(100)	17,848(106)	2,616(110)	128,961(108)	71,080(113)	235,617(109)

(注) () 内は、平成 18 年の数値を 100 とする指数。

表 2 調査対象市における身体障害者手帳貼付の顔写真の更更新手続

区 分		該当市数 (%)	
① 顔写真の更新 の実施状況	実施	8 (100)	
	未実施	0 (0)	
② ①を実施してい る場合の周知	周知して いる	手帳交付時文書に記載	0 (0)
		手帳交付時文書に口頭で説明	0 (0)
		市の HP に掲載	0 (0)
		その他	1 (12.5)
	周知を行っていない	7 (87.5)	

表 3 愛知県内市町村のホームページでの掲載状況

掲載の有無	市 (%)	町村 (%)	計 (%)
有	4 (11)	0 (0)	4 (7)
無	34(89)	16(100)	50 (93)
計	38(100)	16(100)	54(100)
掲載の内容	<p>○再交付申請（障害等級の変更、手帳を紛失・破損した場合、写真を交換したい場合）</p> <p>○再交付申請 (1)障害の追加・障害等級の変更の場合 (2)手帳のき損、紛失、写真交換の場合</p> <p>○手帳を破損したりなくしたりしたとき/写真を交換したいとき/新しい手帳がほしいとき</p>		